

17-am33-ウ

株式会社が破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定を受けた場合において、残余財産があるときは、清算人の選任に関する定款の定め又は株主総会の決議がない限り、利害関係人は、裁判所に清算人の選任を求めることができる。